



鳥取県公報

平成12年8月4日(金)
第7203号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）…………… 1
結核予防法による医療機関の指定の辞退（ ）…………… 2
保安林の指定の解除予定（森林保全課）…………… 2
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可（漁港課）…………… 2
- ◇ 教委告示 口頭による開示請求ができる個人情報（高等学校課）…………… 3
- ◇ 公 告 鳥取県市町村職員共済組合に係る平成11年度の決算の要旨（市町村振興課）…………… 4
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）…………… 5
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（会計課）…………… 7

告 示

鳥取県告示第468号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第26条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人悠志会岸本内科医院	八頭郡郡家町大字池田206-1	平成12年2月29日
三木眼科	鳥取市松並町一丁目168-14	平成12年4月3日
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目101-6	平成12年5月8日
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬611-1	平成12年6月1日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目101	〃
ノツ医院	岩美郡国府町大字宮ノ下278	〃
江府町国民健康保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾2088-5	平成12年5月8日
つばさ薬局21	鳥取市湖山町北二丁目557	平成12年4月1日
ハピネ調剤薬局	米子市皆生新田二丁目5	平成12年4月24日
江府総合薬局	日野郡江府町大字江尾1835	平成12年5月8日
かみふくばら薬局	米子市上福原二丁目17-16	平成12年5月23日

鳥取県告示第469号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第26条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 8月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
岸本内科医院	八頭郡郡家町大字池田206-1	平成12年 2月28日
井崎医院	鳥取市吉方温泉一丁目564	平成12年 3月31日
江府町国民健康保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾1944-2	平成12年 5月 7日
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目101-6	平成12年 5月 8日
野津医院	鳥取市卯垣四丁目101	平成12年 5月31日
ノヅ医院	岩美郡国府町大字宮ノ下278	〃
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬611-1	平成12年 5月23日

鳥取県告示第470号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年 8月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
気高郡青谷町大字吉川字岩本323の2、324の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第471号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年 8月 4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名
鳥取県
鳥取県知事 片山善博
- 2 埋立ての免許の年月日及び番号
平成 9年 6月 9日 鳥取県指令漁港第227号
- 3 しゅん功認可の年月日
平成12年 7月27日

4 埋立区域

(1) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場1573-9、1573-2、1573-10及び1573-11地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 甲亀山三等三角点（北緯35度30分49秒846、東経133度56分54秒419）から269度26分18秒、617.56メートルの地点

2の地点 1の地点から316度57分51秒、42.71メートルの地点

3の地点 2の地点から348度09分17秒、0.27メートルの地点

4の地点 3の地点から337度04分04秒、2.82メートルの地点

5の地点 4の地点から89度10分54秒、3.50メートルの地点

6の地点 5の地点から136度43分52秒、42.37メートルの地点

7の地点 6の地点から131度11分09秒、1.06メートルの地点

8の地点 7の地点から235度53分08秒、1.87メートルの地点

9の地点 8の地点から161度33分54秒、0.47メートルの地点

(3) 面積

172.86平方メートル

5 関係図書の閲覧場所

泊村役場

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第15号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。

平成12年8月4日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
鳥取県公立学校学校栄養職員採用候補者選考試験	第1次試験の試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第一次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課
	第2次試験の試験種目の得点及び順位	最終試験結果の通知日から1月間	
	第1次試験の合計得点と第2次試験の得点との総合計得点及び最終順位	〃	

鳥取県立学校現業職員採用候補者選考試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から1月間	教育委員会高等学校課
鳥取県立高等学校入学者選抜	学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接、作文及び実技検査の結果	推薦及び一般入学者選抜受検者にあつては一般入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立高等学校
鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜	盲学校、聾学校並びに鳥取養護学校及び皆生養護学校の単一学級にあつては学力検査の教科ごとの得点及び合計得点並びに面接の結果、その他の学級及びその他の養護学校にあつては面接の結果	入学者選抜受検者にあつては入学者選抜合格発表日から、再募集入学者選抜受検者にあつては再募集入学者選抜合格発表日から1月間	各県立盲学校、聾学校及び養護学校

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成12年8月4日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 谷 口 弘 幸

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	31	4	18	57

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組合員の種別	一般	特別職	市町村長	特定消防	任意継続	計
組合員数（人）	7,379	181	39	658	197	8,454
給料月額（百万円）	2,552	81	32	225	63	2,953
一人当たり給料月額（円）	345,815	446,686	829,051	342,477	321,654	349,381

3 組合職員の数、次のとおりである。

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	10	7	65	3	2	87

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

区 分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払
(収 入)									
負担金	1,665,824	7,487,951	71,800	226,466					
掛金	1,725,927	3,577,769		220,772					
施設収入・商品売上					847,594				
基礎年金交付金		1,203,565							
利息及び配当金	1,429	705,119	199	362	261	203,431	14	2	
その他収入	124,571	51,094	524	47,154	44,264	79	204,492	9,032	319,208
他経理から繰入金			23,858		294,114				
前年度繰越支払準備金	332,796	208							
前年度繰越長期給付積立金		35,482,226							
計	3,850,547	48,507,932	96,381	494,754	1,186,233	203,510	204,506	9,034	319,208
(支 出)									
給付金	1,993,118	9,288,528							
職員給与			65,628	70,818	396,647	55,635	10,886		
旅費・事務費			3,973	6,600	8,520	3,210	2,922	975	
商品仕入					31,508				
飲食材料費					228,205				
委託費			1,707	502	18,164	288			
支払利息					3,805	104,569	175,332	5,692	
連合会払込金	66,802	455,232					3,605		
老人保健拠出金	996,581								
退職者給付拠出金	283,938								
基礎年金拠出金		2,217,327							
他経理へ繰入金	11,929	11,929		294,114					
その他支出	96,930		18,541	141,568	392,171	16,665	8,711	983	319,208
次年度繰越支払準備金	326,551	71							
次年度繰越長期給付積立金		36,534,845							
計	3,775,849	48,507,932	89,849	513,602	1,079,020	180,367	201,456	7,650	319,208
差引当期利益金	74,698		6,532	△ 18,848	107,213	23,143	3,050	1,384	
年度末支払準備金	326,551	71							
年度末長期給付積立金		36,534,845							
年度末資本剰余金			474		1,517,748				
年度末利益剰余金	643,010		11,138	105,017	627,206	180,105	18,331	24,289	

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年8月4日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（（2）のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習		平成12年9月5日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階 第1会議室	鳥取県内の各警察署の 管内に居住する者
経験者講習		平成12年9月19日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各 警察署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年8月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

排水ポンプ車 一台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成13年2月13日（火）

(4) 納入場所

岩美郡福部村細川668 福部村役場

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が産業機械器具のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成12年8月4日（金）から同年9月13日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局会計課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局会計課用度係

電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年9月13日（水）午後1時30分（ただし、郵送による入札の受領期限は、平成12年9月13日（水）正午までとする。）

鳥取県出納局入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類及び納入しようとする物品の製作仕様書等を、4の(1)の場所に平成12年8月29日（火）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Drainage Pumping Car

(2) August 29, 2000 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 13, 2000 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

September 13, 2000 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Please Contact : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1-220

Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL:0857-26-7432